

日医発第474号（保121）  
平成23年8月11日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
原中勝 征

### 検査料の点数の取扱いについて

平成23年7月27日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、新たな臨床検査（3件）を保険適用することが了承されましたが、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成23年8月1日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌10月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて  
（平23. 7. 29 保医発0729第2号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）



保医発0729第2号  
平成23年7月29日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年8月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。

### 記

- 別添1第2章第3部第1節第1款D001中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。
  - ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)
    - ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白は、「14」の尿中IV型コラーゲンに準じて算定する。
    - 原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要からそれ以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- 別添1第2章第3部第1節第1款D006-7の(1)中「急性骨髄性白血病」を「急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群」に改める。
- 別添1第2章第3部第1節第1款D007中(46)を(47)とし、(12)から(45)までを(13)から(46)とし、(11)の次に次のように加える。
  - 「15」のアルカリフォスファターゼ・アイソザイムは、アガロース電気泳動法

によって、一連の検査によって同時に、骨型アルカリフォスファターゼ（BAP）を測定した場合には、「15」のアミラーゼ・アイソザイムをさらに加算する。ただし、区分番号「D008」内分泌化学検査の「14」の骨型アルカリフォスファターゼ（BAP）と併せて実施した場合には、当該加算は算定できない。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D001 尿中特殊物質定性定量検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)</u></p> <p><u>ア ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白は、「14」の尿中IV型コラーゲンに準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要からそれ以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>D006-7 WT1 mRNA核酸増幅検査、サイトケラチン(CK)19 mRNA、UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型</p> <p>(1) WT1 mRNA核酸増幅検査</p> <p>WT1 mRNA核酸増幅検査は、リアルタイムRT-PCR法により、<u>急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D001 尿中特殊物質定性定量検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>D006-7 WT1 mRNA核酸増幅検査、サイトケラチン(CK)19 mRNA、UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型</p> <p>(1) WT1 mRNA核酸増幅検査</p> <p>WT1 mRNA核酸増幅検査は、リアルタイムRT-PCR法により、<u>急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

(12) 「15」のアルカリフォスファターゼ・アイソザイムは、アガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に、骨型アルカリフォスファターゼ（BAP）を測定した場合には、「15」のアミラーゼ・アイソザイムをさらに加算する。ただし、区分番号「D008」内分泌化学検査の「14」の骨型アルカリフォスファターゼ（BAP）と併せて実施した場合には、当該加算は算定できない。

(13)～(47) (略)

(12)～(46) (略)

# 新たに保険適用が認められた検査

平成 23 年 7 月 29 日 保医発 0729 第 2 号 (平成 23 年 8 月 1 日適用)

<b>1. WT 1mRNA 核酸増幅検査</b> 〔商品名〕 WT 1mRNA 測定キット「オーツカ」 (大塚製薬株式会社)	
区 分	E 2 (新方法) (適用の拡大)
測定方法	リアルタイム RT-PCR 法
主な測定目的	末梢血白血球又は骨髓液有核細胞より抽出した RNA 中のウイルムス腫瘍-1 遺伝子 mRNA の測定
点 数	「D 0 0 6-7」 WT 1mRNA 核酸増幅検査 2, 0 0 0 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を以下のように改める。 ----- 第 3 部 検査 <b>D 0 0 6-7 WT 1mRNA 核酸増幅検査、サイトケラチン(CK)19mRNA、UD P グルクロン酸転移酵素遺伝子多型</b> (1) WT 1mRNA 核酸増幅検査 WT 1mRNA 核酸増幅検査は、リアルタイム RT-PCR 法により、 <u>急性骨髄性白血病又は骨髓異形成症候群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に 1 月に 1 回を限度として算定できる。</u> (2) ~ (3) (略)

<b>2. 骨型アルカリフォスファターゼ</b> 〔商品名〕 クイックジェル ALP 試薬 (株式会社ヘレナ研究所)	
区 分	E 2 (新方法)
測定方法	アガロース電気泳動法
主な測定目的	アルカリフォスファターゼ (ALP) アイソザイム (骨型を含む) の測定
点 数	「D 0 0 7」の「15」のアルカリフォスファターゼ・アイソザイムに、「D 0 0 7」の「15」のアミラーゼ・アイソザイムを加算し算定する。 9 6 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を以下のように改める。 ----- 第 3 部 検査 <b>D 0 0 7 血液化学検査</b> (1) ~ (11) (略) (12) <u>「15」のアルカリフォスファターゼ・アイソザイムは、アガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に、骨型アルカリフォスファターゼ (BAP) を測定した場合には、「15」のアミラーゼ・アイソザイムをさらに加算する。ただし、区分番号「D 0 0 8」内分泌化学検査の「14」の骨型アルカリフォスファターゼ (BAP) と併せて実施した場合には、当該加算は算定できない。</u> (13) ~ (47) (略)

<b>3. ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白（L-FABP）</b> 〔商品名〕レナプロL-FABPテスト (シミック株式会社)		
<b>区 分</b>	E3（新項目）（測定項目が新しい項目）	
<b>測定方法</b>	酵素免疫測定法（ELISA法）	
<b>主な測定目的</b>	尿中のL型脂肪酸結合蛋白（L-FABP）の測定 （尿細管機能障害を伴う腎疾患の診断の補助）	
<b>準用点数</b>	「D001」尿中特殊物質定性定量検査 「14」尿中IV型コラーゲン	210点
<b>関連する 留意事項の 改正</b>	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を以下のように改める。</p> <hr/> <p>第3部 検査  <b>D001 尿中特殊物質定性定量検査</b>  (1)～(4) (略)  <u>(5) ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白（L-FABP）</u>  ア ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白は、「14」の尿中IV型コラーゲンに準じて算定する。  イ 原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要からそれ以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。  (6)～(7) (略)</p>	

(日本医師会保険医療課)